第4章

公益信託制度について

第1節　公益信託制度の概要

1．公益信託の定義

公益信託とは、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度である〔信託法（大正11年法律第62号）第1条及び第66条（以下本節において、特に記載のないものは信託法の条項を指す。)〕。

2．公益信託の特色

公益信託とは、上記のとおり、一定の公益目的のためになされる信託であるが、その公益目的として規定上例示されている内容は公益法人と同じであり、また、その実際の社会的機能も公益法人、特に財団法人と類似している。

しかし、公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理・運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なる。

また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定期間が比較的短期のものも可能であるなど、より弾力的な運用が可能である。

3．公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり（第1条及び第2条)、これについて受託者が主務官庁の許可を受けることによって成立する（第68条)。

公益信託は主務官庁の監督に属し（第67条)、受託者は信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理又は処分して公益事業を営む。信託財産は受託者に移転されるが、受託者の固有財産とは区別される（第15条から第18条まで及び第28条)。

受託者は、その事務処理について善管注意義務（第20条）等を負い、信託義務違反に対しては損失てん補をしなければならない（第27条及び第29条)。

４．公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための現行の統一的基準としては、平成６年９月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」〔資料96(P.475)〕があり、所管官庁においては、この基準にのっとった指導監督等が行われている。

５．公益信託の運営

公益信託の一般的な運営を示したものが、図4-1-1である。これを基に説明すると、おおむね以下のとおりである。

図４－１－１　公益信託の運営

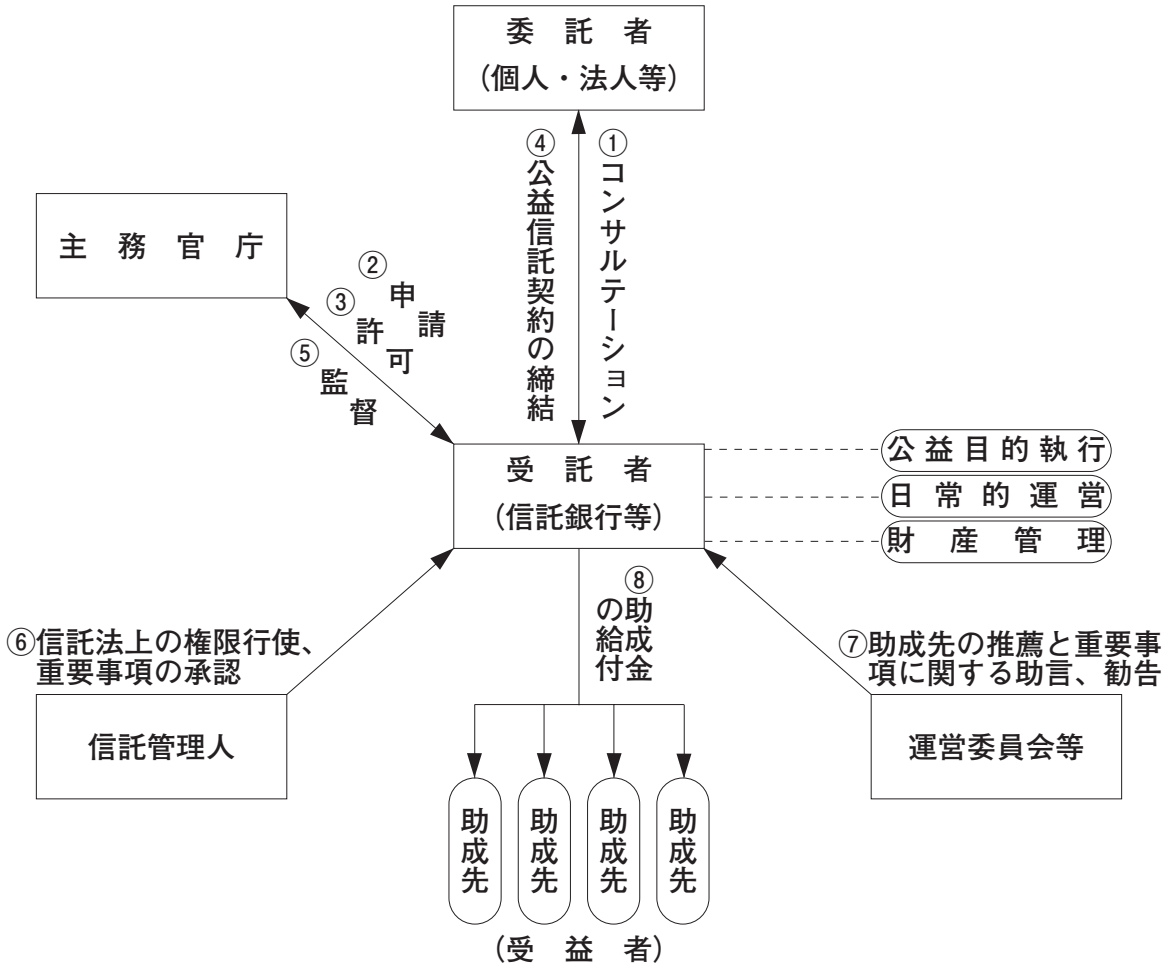

【出典】（社）信託協会「公益信託－その制度のあらまし－」

①委託者（個人・法人等）と受託者（信託銀行等）との間で、公益目的の具体的な選定、その目的達成のための方法、公益信託契約書の内容等について打合せを行う。

②受託者は、公益信託の引受けの許可につき、主務官庁に申請する。

③主務官庁は、これを審査の上、許可する。

④許可を受けた後、委託者と受託者との間で、「公益信託契約」を締結する。

⑤主務官庁は、財団法人に対するものと同様の監督のほか、公益信託の事務処理につき、検査等を行うことができる。

⑥信託管理人は、不特定多数の受益者のいわば代表者として、受託者の職務のうち重要な事項について承認を与える。

⑦運営委員会等は、公益目的の円滑な遂行のため、受託者の諮問により、助成先の推薦及び公益信託の事業の遂行について助言・勧告を行う。

⑧受託者は、運営委員会等の助言・勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先への助成金の給付を行う。

なお、上記以外にも、受託者は次のような信託事務を行う。

- 事業計画・収支予算の作成
- 助成金給付のための基礎資料の収集・管理
- 助成金給付先の募集、受付及び選考
- 信託管理人・運営委員会に関する事務
- 主務官庁への諸届事務
- 信託事務及び財産状況の公告
- 委託者への報告
- パンフレット・年次報告書の作成
- 授賞式等の挙行に係る事務

６．公益信託の税制

公益信託に財産を拠出した場合の税制としては以下のものがある。

法人が、特定公益信託（注１）の信託財産とするために支出した金銭は寄付金とみなされる（法人税法第 37 条第６項）。

さらに、個人又は法人が、認定特定公益信託（注２）の信託財産とするために支出した金銭は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に、寄付金控除等の優遇措置の対象とされる（所得税法第 78 条第３項又は法人税法第 37 条第６項）。

（注１）特定公益信託とは、公益信託のうち、信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の事項が信託行為において明らかであり、かつ受託者が信託銀行等であることの要件を満たすことにつき、主務大臣の証明を受けたものをいう。

（注２）認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する一定のものであり、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることについて主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から５年を経過していないものをいう。

第２節　公益信託の現況

１．信託数及び信託財産

公益信託は、信託法が制定された当初から長い間実用化されていなかったが昭和 52 年５月に第１号（２件同時）が発足して以来、昨今の公益活動に対する一般の関心の高まりや、ニーズの拡大・多様化によって、厳しい経済情勢にもかかわらず、信託数は伸び続けてきた。しかし、平成 15 年 10 月１日現在の信託数は 578 件、信託財産は約 721 億円で昨年よりそれぞれ３件、約 11 億円減少した（図表 4-2-1）。また、平成 14 年 10 月２日から 15 年 10 月１日までの１年間における新規信託数は７件、当該信託財産は約 17 億円となっている。

図表４－２－１　信託財産規模別信託数

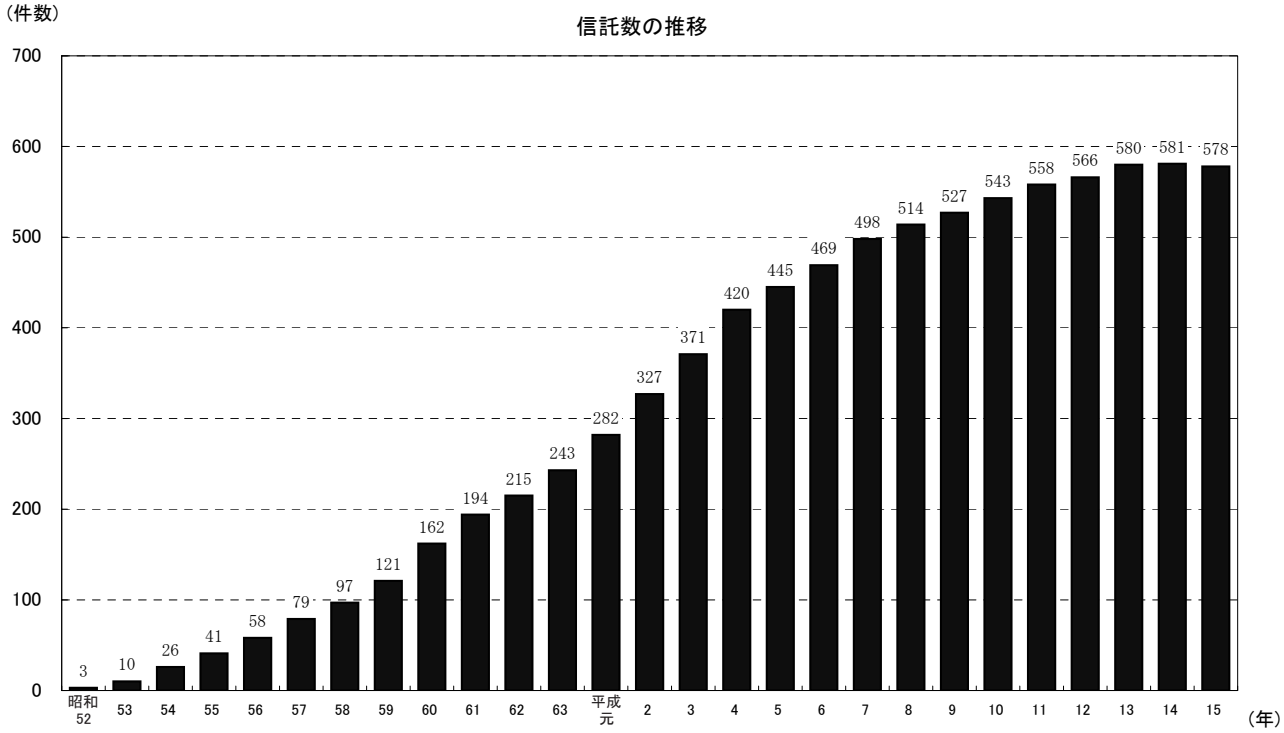

所管官庁	信託数	信託財産規模別信託数					信託財産合計金額（千円）	信託財産平均金額（千円）
		１千万円未満	１千万円以上５千万円未満	５千万円以上１億円未満	１億円以上５億円未満	５億円以上		
国所管	188	22	67	32	58	9	32,794,440	174,439
都道府県所管	390	50	185	83	59	13	39,286,550	100,735
合計	578	72	252	115	117	22	72,080,990	124,708
	比率(%)	12.5	43.6	19.9	20.2	3.8		

（注）　共管重複分を除く実数

2．信託目的別信託数

信託目的別信託数を示したものが、図表4-2-2であり、奨学金支給、教育振興及び国際協力・国際交流促進が上位を占めている。また、個々の信託目的における国所管と都道府県所管の占める割合を見てみると、国際協力・国際交流促進、人文科学研究助成、自然科学研究助成については国所管の割合が高く、緑化推進、教育振興及び都市環境の整備・保全については都道府県所管の割合が高くなっている。

なお、それぞれの信託目的の内容は、次のとおりである。

①奨学金支給

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は大学院等の生徒又は学生に対する奨学金の支給又は貸与を目的とするもの

②自然科学研究助成

自然科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

③人文科学研究助成

人文科学の研究に対する助成又は顕彰を目的とするもの

④教育振興

学校教育、障害者教育又は社会教育の振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑤社会福祉

社会福祉活動に対する助成を目的とするもの

⑥芸術・文化振興

芸術・文化振興活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑦文化財の保存活用

文化財の保全及び活用に関する活動に対する助成を目的とするもの

⑧動植物の保護繁殖

動植物の保護繁殖に関する活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑨自然環境の保全

自然環境等の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑩緑化推進

国土の緑化活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑪都市環境の整備・保全

都市環境の整備・保全活動に対する助成又は顕彰を目的とするもの

⑫国際協力・国際交流促進

海外の経済又は技術協力の推進活動に対する助成、教育、学術、文化等の国際交流活動に対する助成を目的とするもの

⑬その他

上記以外を信託目的とするもの

図表４－２－２　信託目的別信託数

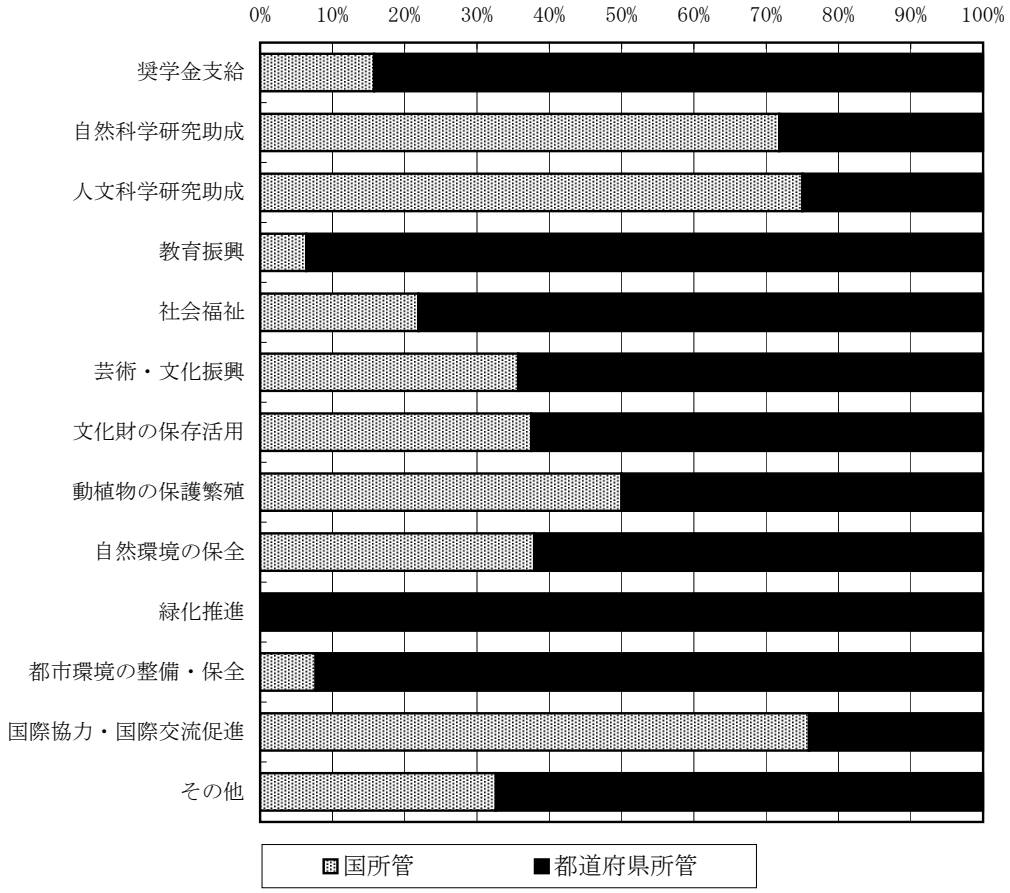

信託目的	合計		国所管		都道府県所管	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
奨学金支給	203	28.5	32	13.4	171	36.1
自然科学研究助成	78	10.9	56	23.4	22	4.6
人文科学研究助成	20	2.8	15	6.3	5	1.1
教育振興	94	13.2	6	2.5	88	18.6
社会福祉	64	9.0	14	5.9	50	10.5
芸術・文化振興	56	7.9	20	8.4	36	7.6
文化財の保存活用	8	1.1	3	1.3	5	1.1
動植物の保護繁殖	4	0.6	2	0.8	2	0.4
自然環境の保全	29	4.1	11	4.6	18	3.8
緑化推進	2	0.3	0	0.0	2	0.4
都市環境の整備・保全	26	3.6	2	0.8	24	5.1
国際協力・国際交流促進	83	11.6	63	26.4	20	4.2
その他	46	6.5	15	6.3	31	6.5
合計	713	100.0	239	100.0	474	100.0

（注）　1　複数の信託目的を有する信託がある。
　　2　割合は、延べ信託数に対する百分率である。

3．主務官庁別信託数

公益信託の主務官庁別の信託数を示したものが、表 4-2-3 である。

表４－２－３　主務官庁別信託数

	本省庁	支分部局	知事	教委	合計	割合（%）
内閣府	0	－	13	－	13	2.2
警察庁	1	－	1	－	2	0.3
防衛庁	0	－	0	－	0	0.0
金融庁	0	0	0	－	0	0.0
総務省	20	0	14	－	34	5.6
法務省	3	－	0	－	3	0.5
外務省	17	－	0	－	17	2.8
財務省	0	0	0	－	0	0.0
文部科学省	86	－	1	281	368	61.0
厚生労働省	33	0	43	－	76	12.6
農林水産省	6	－	3	－	9	1.5
経済産業省	22	－	2	－	24	4.0
国土交通省	7	0	25	－	32	5.3
環境省	15	－	10	－	25	4.1
省庁別合計	210	0	112	281	603	100.0

（注）　合計は延べ数

4．授益行為の状況

授益行為（助成金等の支給、物品の配布といった資金又は物品の給付を指す。）の状況を示したものが、図表 4-2-4 である。これによると、個人を対象としているものが、全体件数 80,812 件のうち 55,137 件（68.2%）、合計金額 280 億円のうち 137 億円（49.0%）となっており、件数及び金額ともに最も多くを占めていることが分かる。

図表４－２－４　授益行為状況別信託数（累計）

受益行為状況別信託数(件数累計)

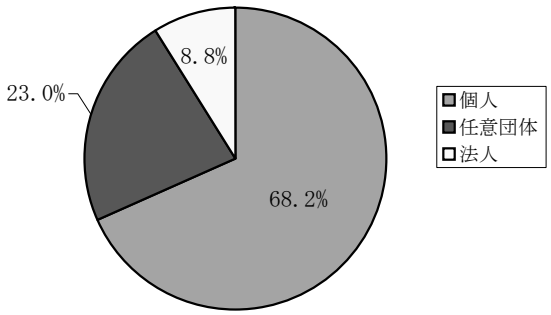

受益行為状況別信託数(金額累計)

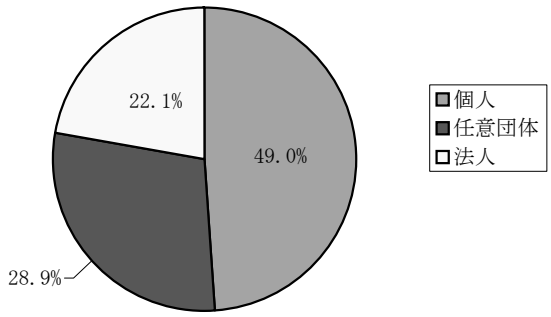

（金額の単位：千円）

所管官庁		授益行為状況							
		個人		任意団体		法人		合計	
	信託数	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国所管	188	12,378	7,484,214	6,503	1,981,436	2,228	2,650,635	21,109	12,116,285
都道府県所管	390	42,759	6,249,692	12,090	6,130,332	4,854	3,551,313	59,703	15,931,336
合計	578	55,137	13,733,906	18,593	8,111,768	7,082	6,201,948	80,812	28,047,621

財団法人　日本国際交流センター（ＪＣＩＥ）
－若手職員が活躍する国際交流事業の推進・展開－

財団のあらまし

財団法人日本国際交流センター（昭和 45 年設立、昭和 48 年財団法人化。所管官庁は外務省。）では、グローバルな知的交流・政策研究・政策対話の推進と民間非営利セクターの強化や国際共同事業の拡大を目的として、以下の３領域を有機的にリンクさせた活動を行っている。

①グローバル・シンクネット

国内外のシンクタンクや研究機関の恒常的なネットワークを基盤に、世界から人材を得て先駆的な政策課題に関わる共同研究、対話、情報交流、人材育成、出版などを国際的に展開している。

②シビル・ネット

シビル・ソサエティと呼ばれる NGO、財団、シンクタンクなどの民間非営利セクターの強化や発展を図るため、国内基盤やフィランソロピーの拡充、地域や自治体などの交流や協力の推進、企業フィランソロピーの促進、アジア太平洋地域のネットワークの拡大などを実施している。

③政治・議会交流事業

日米議員交流プログラム、米国議会スタッフ交流プログラム、日米青年政治指導者交流プログラム及び、日豪若手政治家交流プログラムを継続的に実施し、政策決定に携わる政治家や議会関係者の国際的な信頼関係を基盤とした人的ネットワークの形成を目指している。また、上記①及び②での検討課題を政策課題として反映させることの重要性にかんがみ、本プログラムの議会関係者からは、①及び②の活動に対しても積極的な参加を得ている。

若手職員の声

財団法人日本国際交流センターでは、若手の育成を重視しており、20 ～ 30 歳代の職員が半数程度を占めている。また、企業の奨学制度を通じての学生インターンや学生アルバイトが常時２、３名ほど働いている。以下では、当財団の若手職員３名の声を紹介する。

〇プログラム・オフィサーＡ男さん（政治・議会交流事業を担当）

「13 歳から海外にて就学しており、日本という国を極めて客観的に見ることのできる環境で育ちました。大学及び大学院において共に国際関係論を学び、自分の価値観と当センターの価値観や方向性が一致したため、当センターに就職することになりました。当センターでは、自由な雰囲気の中、ほとんどのプログラムは担当者の裁量に任されています。その反面、極めて高い責任を持つことになりますが、米国や豪州との交流プログラムをきっかけに知り合った政治家の方々が、プログラム終了後も親睦を深め、国際社会における日米間又は、日豪間の関係向上のために活躍している姿を拝見すると、自分も国際社会の安定に貢献していることを感じ、ますます精進しなければと思いつつ日々活動しています。今後は、米国、豪州のみならず、特に日本と東アジア諸国との交流を実施したいと思います。」

〇プログラム・オフィサーＢ子さん（グローバル・シンクネット担当）

「大学時代から NGO、特に開発 NGO の活動に関心を持ち、大学４年の夏から始めた当センター

でのアルバイトを通して、NGO（草の根、コミュニティ・レベル）と政府とをつなぐためにも、当センターのように民間の立場で政策対話の場を設けることの重要性を理解するようになり、就職を決めました。2002年度から『アジアの明日を創る知的対話』を担当し、いろいろなセクターの方を巻き込みながら事業を実施できたこと、また、組織内外の方々と問題意識を共有する形で事業を展開できたことにやり甲斐を感じました。また、『アジア・欧州対話：ジェンダーをめぐる課題』では、当センターの人脈を活かし、これまでジェンダーに関心のなかった方々を巻き込むことでジェンダーの主流化に多少は貢献できると分かった時からやり甲斐を感じています。働いていて手応えを感じるのは、助成金を得られる、参加者を得られる、参加者が満足する、といった外部の人々からの評価、実施した事業から新たな問題を抽出し次の事業に結びつけるという好循環が生まれた時です。こうした現場感覚を公益法人の評価にも組み入れて行けたらよいと思います。」

○アシスタント・プログラム・オフィサーC美さん（シビル・ネット部門担当）

「大学４年の時に企業主催のインターンシッププログラムを通して、インターンとして当センターで活動したのをきっかけに、まさしく自分がやりたい職業はここにあるという実感の下、当センターの一員となりました。現在は、米国企業による日本におけるNPO助成プログラムの運営（プログラム作り、選考、助成金配分及び、事業報告）に携わっています。プログラムを通して、日本の市民社会のダイナミズムや課題、まだ認識されていない社会的問題を目にしています。助成先の団体の発展、事業の実施による社会的課題の改善などの成果を見ることで励まされ、やり甲斐を感じています。また、日本のNPO、フィランソロピー、市民社会の現状を海外に伝える英文ニュースレター『シビル・ソサエティ・モニター』（年４回発行）の作成に携わっており、日本の市民社会の今を伝える数少ない情報源として重宝しているという国内外からの声に励まされています。今後も、当センターの持つネットワーク、リソースを最大限に活かした活動を展開していきたいと思います。」

日本の民間非営利セクターにおいて、若い力が結集し様々な分野で活躍できるような環境が整えば、公益の更なる増進につながるものである。公益法人制度は、そうした民間非営利セクターの活性化の一翼を担うべきであり、財団法人日本国際交流センターの例を見てもわかるように、実際にそうした役割を担っていると言えるだろう。

☞財団法人日本国際交流センターのホームページ　http://www.jcie.or.jp/japan/

～～～